



Title	西淀川区の大気汚染緊急対策：西淀川区公害特別機 動隊活動について
Author(s)	相崎, 元衛
Citation	大阪公衆衛生. 1971, 27, p. 30-32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84313
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西淀川区の大気汚染緊急対策

—— 西淀川区公害特別機動隊活動について ——

相 崎 元 衛

戦後の急速な産業伸張は公害防止対策が追いつかぬままに発展をし続け、生活環境はいちじるしく悪化し、市民生活に重大な影響を与えてきている。70年代に入って過去の社会環境のひずみを整備することが盛んにさげられるようになったのは、われわれ第1線にとって心強く感ずるものである。

西淀川区は大阪市の北西部に位置し、西は尼崎工業地帯に接し、東南部は淀川を隔てて大阪市の臨海工業地帯となっている。区内には生産工場1,155があり、その大半が中小企業である。企業構成は金属製品製造業、機械器具製造が50%強占めており、鉄鋼業、化学工業と続いている比較的工業地域（約80%準工業地域も含む）の多いところである。面積約12km²、人口11万人。

昭和41年、大阪市公害対策審議会は、過去数年来の大気汚染調査から特別対策を要する地区として指摘した。これによって、大阪府は西淀川区を「大気汚染特別対策地区」に指定し、重点的に公害防止施策を進めてきたのであるが、昭和44年7月、近畿地方大気汚染調査連絡会の5ヵ年の疫学調査により、西淀川区の慢性気管支炎の有病者率（40才以上）が他地区よりはるかに大きい（8.9%）ことが発表されたことをきっかけに、昭和44年12月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」にもとづいて、大気汚染の影響による疾病の多発地区として指定をうけ、昭和45年2月より、これらの患者に対する救済活動が開始された。同法の施行前、昭和44年12月、上記審議会は、この救済措置の方向づけについて、次のように指摘して、“本来、公害対策はこのような救済措置の発動が主題ではなく、発生源における排出規制と排出抑制が、その行政の基本であることを改めて認識すべきである”としている。

昭和45年7月、大阪府は救済事業と併行して「西淀川区大気汚染緊急対策」すなわち、環境基準達成（年間平均0.05PPM）を目標とした、公害特別機動隊（隊長以下3班13名編成）の導入による発生源対策と、生

活環境の改善を主眼とした環境整備対策の二つを柱とする対策を、2年間の達成期間で実施することとなったのである。

1. 活動の問題点

発生源対策による環境基準達成が最終的な目標となるが、ここ数年のいおう酸化物濃度は年間平均0.08PPM前後であり、これを年間平均0.05PPMに短期間で抑えるには、相当思い切った対策をとらぬかぎり容易なことではなく、種々な問題点がある。

(1) 法令による規制基準値の上のせ

現状の発生源（大気汚染関係約230工場）のほとんどが、法令基準を満足している。

(2) 隣接地区からの影響

大気汚染の場合、広域的な対策を必要とする隣接地区の汚染源の影響もかなりあり、前者と同様の法令基準の上のせ規制がなされなければならない。

(3) 低S重油の供給

大企業の低S重油の確保はともかくとて、当区は中小企業の多いことから、中小企業が確保することが非常に困難であり、コスト高を招き、やりにくい。

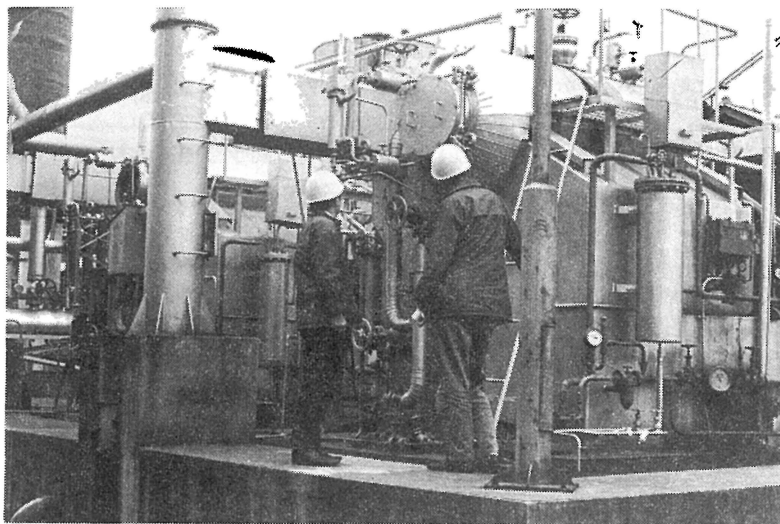
(4) 助成措置

運用面でかなりの制約があり、すべての工場に適用できない。

(5) 陳情公害の処理

緊急対策を実施してゆく過程で、当然住民からの要請は急増し、これに対処しなくてはならない。機動隊設置ということで、区民の期待は陳情の形で身近かな問題が多く五感に感ずるものはすべて対象となる。これは着実な大気汚染防止対策を推進するには逆にマイナスの要素となる。しかし、大気汚染の解消を急ぐあまり、陳情公害を放置することは出来ない。

(6) 汚染の解析



(活躍する西淀川区公害特別機動隊)

現状の大気汚染をカモしだすメカニズムの解析を行ない、発生源別にその汚染寄与率を算定し、環境基準達成のためのカット率を各社に提示し、これを忠実に実施させること。

2. 活動概要

機動隊発足後、本年9月末までの活動実績は表1のとおりであるが、特に初年度では大気汚染の一要因である粉じん対策を重点的に実施し、相当の成果を得た。いおう酸化物対策は、大気汚染寄与率解析のための基礎調査（ばい煙排出量のチェック）を完全に実施し、貴重な解析結果を得た。騒音振動、有害ガス粉じん、悪臭等による陳情公害処理も活動の大きなウェイトを占め、施設改善を目標に具体的指導を行ない、その60%が解決した。一方、助成面では、公害防止設備資金融資の45年度当初予算額2億5千万円に対し、同程度の申込みがなされたが、中小企業の弱点である経営不振、担保力の弱さ等の理由により、カットせざるを得ない企業もあって、融資決定額1億9,120万円を導入した。

その他、夜間パトロールの実施、年末年始の環境濃度の測定、鍛造業の集団指導、月別燃料原料使用状況報告の定例化、公害防止設備投資のアンケート調査並びに意識調査等を実施した。

主要発生源対策は次のとおりである。

(1) いおう酸化物対策

基礎調査にもとづき得られた194工場の燃料、原料のいおう酸化物の排出量（733Nm³/hr）と隣接地区からの排出量（6035.6Nm³/hr）とから、フィールド実験による拡散パラメーターを使用し、

コンピューター計算を行なった結果、西淀川区内発生源からの影響65～70%、隣接地区からの影響30～35%であることが推定された。これを現状の大気汚染のパターンとあわせ、年間平均0.05PPMにてい減するためのそれぞれのカット率は60～61%カットを要求されることとなった。実施段階で、工場規模別に大企業、中小企業、その他に分けてい減率を提示した。

ア. 大企業 4社

4社のいおう酸化物排出量を約70%てい減を要請した。各社それぞれの事情により相違があり、過去のてい減努力を勘案し、概ね60%、昭和47年度以降長期対策として10%上づみを交渉し、了解点に到達した。

イ. 中小企業約40社

このグループは重油使用量2kl/day以上のものであるが、大企業と同様、各社別に交渉を持ち、40社のいおう酸化物総排出量を55%のてい減を要請し、交渉中である。

ウ. その他の企業約150社

法、条例対象以外のものについても、説明会等を重ね、緊急対策の趣旨を徹底、150社のいおう酸化物排出量を45%のてい減を要請した、企業規模が零細であるため、経済力の弱さ等問題があるが、一部の企業を残し、大半了解している。

エ. 隣接地域への要請

大阪、尼崎公害行政連絡会等を通じ、いおう酸化物総排出量60%カットを交渉している。以上のてい減計画が完全に行なわれることによ

って所期の目的が達成されることとなる。

(2) ガス、粉じん対策

この対策は、いおう酸化物対策に先行して、初年度から基礎調査を行なうと同時に、問題工場を指摘し、設備改善を重点的に指導してきた。活動方針は法、条例の規制基準値もさることながら、粉じんは「見えざること」、ガスは「感ぜざること」を目標とした対象工場は約330工場あるが、その問題となる工場はすべて立入指導を完了し、集じん機の取付等行ない、未設置の工場については年度内設置を目標に計画を提出している。

市融資制度の利用は粉じん関係除害設備に要するものが最も多額で1億1,170万円を費している。

(3) 騒音、振動

騒音、振動関係工場と目されるもの約860工場が所在しているが、その80%までは工業、準工業地域に所在しているが、残りの20%は住宅地域に散在している。工業、準工業地域にも住宅、工場兼共同住宅等があって、生活環境と労働環境が交錯しているので、騒音、振動関係は五感に感ずる公害として苦情数はトップである。

活動方針として、住宅地域で苦情発生のあるしかも規制基準値を超える工場については工場移転を指導している。工業、準工業地域については、規制基準値の遵守を厳しく指導してきた。

苦情発生工場についてはそのほとんどが遮音壁の設置、工場移転等の措置により解決している。

最も問題の多い工場である鍛造業が36社あって、別途集团的に指導を進めており、対策協議会を結成して、工場の集団化、工場移転、ハンマーの代替（プレス機）等、抜本的対策を検討している。

(4) 水質汚濁防止対策

当区の下水処理区域は環境整備対策のなかで、かなり拡張され現在では72%となったため、水質汚濁防止適用工場は7工場を残すのみとなった。うち1工場がS.Sの規制基準値を超えているが、これは除害設備設置計画を決定しており、近く完成の予定である。他の6工場はすべて除害設備設置を完了し、規制基準値内となっている。

3. 今後の活動

今後は、現在までの活動の総まとめである。いおう酸化物のてい減計画遂行のチェック、対策効果の追試、集じん機設置後の効果判定、設置計画の早期実施指導、騒音振動関係では鍛造業の抜本的な改善策の探索遂行等を実施することとしているが、所期の目標にむかって早期実現を念願するものである。

(大阪市西淀川保健所

西淀川区公害特別第一機動班長)

(表1) 公害特別機動隊活動状況一覧

(昭和46年9月30日現在)

立 入 工 場 数	立 入 延 工 場 数	公 害 の 種 類					進 行 状 況					調 査 時 の 意 識 調 査									
												融 資 関 係				苦 情		移 転 意 志			
		ば い 煙	ガ ス・ 粉 じ ん	騒 音・ 振 動	汚 水	悪 臭	事 前 調 査	実 態 調 査	改 善 指 導	除 害 設 備 設 置	効 果 判 定	希 望 有	希 望 無	申 請 中	申 請 済	有	無	有	無		
503	1,531	200	218	349	75	35	503	288	322	114	93			101	403	19	44	230	284	40	464